平成２５年（フ）第９６号
秋田市大町６丁目３番22号―201
債務者　高木こと　髙木　和平
1　決定年月日時　平成25年７月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１１５号
秋田県南秋田郡五城目町馬場目字町谷地42番地２
債務者　金野　里美（旧姓伊藤）
1　決定年月日時　平成25年７月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１３３号
茨城県土浦市都和３丁目８番２―104号　市営都和住宅
債務者　藤田　光枝
1　決定年月日時　平成25年７月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２５年（フ）第１５２号
茨城県筑西市江972番地１
債務者　栗島　和義
1　決定年月日時　平成25年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第２０７号
新潟市西区五十嵐東１丁目12番11号　ロイヤルステーションビレッジＡ203、前住所新潟市西区五十嵐中島３丁目11番39号　サンバード201号
債務者　川満　　輝
1　決定年月日時　平成25年７月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２８号
静岡県賀茂郡東伊豆町奈良本1374番地の１京王熱川マンション703号
債務者　勝田　敏章
1　決定年月日時　平成25年７月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
静岡地方裁判所下田支部

平成２５年（フ）第７７５号
京都市伏見区東奉行町１番地　桃山グランドハイツ513号
債務者　岩﨑千恵子
1　決定年月日時　平成25年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第７９３号
京都府宇治市槇島町本屋敷40番地の１　グリーンタウン槇島208棟105号
債務者　寺内　　豊
1　決定年月日時　平成25年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第５５４号
広島市西区己斐中３丁目12番11―302号　フジハイツ市営８号棟
債務者　角下登貴子（旧姓高森）
1　決定年月日時　平成25年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第５７２号
広島県安芸郡府中町鶴江１丁目17番21号
債務者　田畠　宣明
1　決定年月日時　平成25年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第５７３号
広島県安芸郡府中町鶴江１丁目17番21号
債務者　田畠　正義
1　決定年月日時　平成25年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第５８４号
広島県東広島市八本松町吉川125番地１
債務者　新田　光枝
1　決定年月日時　平成25年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１４９号
徳島県徳島市丈六町西内57番地の４
債務者　明本　哲也
1　決定年月日時　平成25年７月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１５３号
徳島県徳島市八万町夷山201番地、旧住所徳島県徳島市八万町弐丈42番地の９
債務者　石田惠美子
1　決定年月日時　平成25年７月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第６４号
鹿児島県出水市上鯖渕1262番地１　史子アパルカメント105号、前住所鹿児島県出水市武本13732番地
債務者　村上　一夫
1　決定年月日時　平成25年７月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２５年（フ）第６５号
鹿児島県出水市上鯖渕1262番地１　史子アパルカメント105号、前住所鹿児島県出水市武本13732番地
債務者　村上さつき（旧姓當山）
1　決定年月日時　平成25年７月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２５年（フ）第４６号
岩手県北上市里分12地割107番地１　ぼたん荘11号、旧住所岩手県北上市有田町10番16号
債務者　千葉　良一
1　決定年月日時　平成25年７月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月25日まで
盛岡地方裁判所花巻支部